

# 熊本県立大学人権委員会規程

(設置)

第1条 熊本県立大学における人権に関する全学的事項を審議するため、熊本県立大学学則第14条の規定に基づき、熊本県立大学人権委員会（以下「人権委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 人権委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 人権に関する中期計画、年度計画及び評価に関すること。
- (2) 人権侵害の防止、排除等に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。
- (3) 人権侵害に関する相談及び被害の救済及び対応に関すること。
- (4) 第8条第2項に規定する調査委員会からの調査結果報告に関すること。
- (5) その他人権侵害の防止、排除等に関すること。

2 人権委員会は、議事録を作成し、審議した事項を必要に応じて理事会、経営会議、教育研究会議、運営調整会議、各学部等教授会及び学部長等に報告し、又は提案する。

(組織)

第3条 人権委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 各学部及び共通教育センターから教員1人
- (4) 保健センター長

2 委員長は、必要に応じて、その他の者を委員として指名することができる。

3 第1項第3号に規定する委員が、やむを得ない理由により出席できないとき、委員長の承諾により他の教員が代理出席できる。

(任期等)

第4条 前条第1項第3号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。ただし、連続して2期を超えて再任されることはできない。

(委員長等)

第5条 人権委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

2 委員長は、人権委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 人権委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、人権委員会の議を経て、委員以外の者に会議への出席を求め、審議事項について説明又は意見を聴くことができる。

(調査委員会)

第7条 人権委員会は、次の各号に該当する場合には、人権侵害の事実関係の調査に当たるため、人権侵害調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(1) 公立大学法人熊本県立大学ハラスメントの防止等に関する規則第9条に規定する報告があり、事実関係を調査する必要性が生じたとき。

(2) 前号に掲げる以外で、人権侵害に関する苦情相談についての事実関係を調査する必要性が生じたとき。

(調査委員会の職務)

第8条 調査委員会は、人権侵害に関する対応に当たって、関係者等から公正な事情聴取を行わなければならない。

2 調査委員会は、調査の結果について、人権委員会委員長に報告するものとする。

(調査委員会の組織)

第9条 調査委員会は、人権委員会委員長が必要と認めた者若干名をもって組織する。

2 委員の任期は、調査事案に係る措置が終了するまでとする。

(守秘義務)

第10条 人権委員会に出席する者は、職務上知り得た秘密、個人情報及び機密事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第11条 人権委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、人権委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、人権委員会において定める。

附 則（平成18年4月1日熊県大規程第25号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 熊本県立大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程（平成11年8月3日制定）は廃止する。

附 則（平成22年3月30日熊県大規程第6号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日熊県大規程第7号）

この規程は、令和2年3月9日から施行する。

附 則（令和2年3月31日熊県大規程第47号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日熊県大規程第13号）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。